

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400110 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月1日から同年6月1日まで

私は、A社に平成3年2月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録において、同社に係る資格取得年月日は同年6月1日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びB社の事業主(以下「事業主」という。)の回答並びに同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、不明である旨回答している上、B社の事務担当者は、請求期間当時にA社の社会保険手続を委託していた社会保険労務士は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間及び請求者のA社に係る厚生年金保険の被保険者期間において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除についての回答及び陳述は得られない。

さらに、請求者の請求期間当時における住所地であったC市は、保管期限経過のため、請求期間当時の課税資料及び課税台帳は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、平成3年4月頃に指を負傷したため、病院で治療を行い、その時に健康保険証を使用した旨主張しているところ、請求者が請求期間前に勤務していた事業所が加入しているD健康保険組合は、請求期間において、請求者は、同健康保険組合の前身であるE健康

保険組合の任意継続被保険者であった旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。